

## 下関市上下水道局請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関して必要な事項を定め、公正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、全ての請負工事とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者は、下関市上下水道局工事執行規程第10条第1項に定める監督職員並びに下関市上下水道局会計規程第201条第1項に定める工事検査員及び工事検査職員とする。

(評定の実施時期)

第4条 評定の実施時期は、次の各号に定めるときとする。

- (1) 監督職員にあつては、受注者から工事完成届が提出され、請負工事が完成したとき。
- (2) 工事検査員にあつては、中間技術検査及び完成検査を実施したとき。
- (3) 工事検査職員にあつては、完成検査を実施したとき。

(評定の方法)

第5条 評定の方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 下関市上下水道局請負工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第5条に規定する検査員工事については、考査項目別運用表（別紙1）、「施工プロセス」のチェックリスト（別紙3）及び出来形及び品質のばらつきの考え方（別紙4）により行うものとする。
- (2) 検査要綱第7条に規定する検査職員工事については、考査項目別運用表〔小規模工事〕（別紙2）、「施工プロセス」のチェックリスト（別紙3）及び出来形及び品質のばらつきの考え方（別

紙 4) により行うものとする。

( 評 定 結 果 の 回 付 )

第 6 条 工事検査員は、完成検査に伴う評定を完了したときは、速やかに当該評定について、工事検査調書に工事成績採点表（工事検査員）（様式第 1 号）及び細目別評定点採点表（工事検査員）（様式第 2 号）を添付し、経営管理課長に報告した後、工事を担当する課、センター及び事務所の長（以下「工事担当課所長」という。）に回付しなければならない。

2 工事検査職員は、評定を完了したときは、速やかに当該評定について、工事検査調書に工事成績採点表（工事検査職員）（様式第 3 号）及び細目別評定点採点表（工事検査職員）（様式第 4 号）を添付し、工事担当課所長に回付しなければならない。

( 評 定 結 果 の 通 知 )

第 7 条 工事担当課所長は、前条第 1 項又は第 2 項の回付を受けたときは、速やかに、当該評定について、工事成績評定通知書（様式第 5 号）及び項目別評定点（別紙 5）により、受注者に通知しなければならない。

2 工事担当課所長は、60 点未満の評定を受注者に通知する際は、受注者に対して改善計画書の提出を求めるものとする。

( 評 定 結 果 に 対 す る 説 明 の 請 求 )

第 8 条 前条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から 14 日以内に、管理者に対して、当該評定の内容について書面により説明を求めることができる。

2 前項の説明の請求に対する問合せ先は、工事を担当する課、センター及び事務所とする。

( 評 定 結 果 に 対 す る 説 明 の 責 務 )

第 9 条 管理者は、前条第 1 項に定める説明の請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に、当該評定に係る説明を行わなければならない。

2 前項の説明に関する対応は、工事担当課所長が行うものとする。

(共同企業体に対する評定)

第10条 共同企業体の請負工事に係る評定については、当該共同企業体のほか、当該共同企業体の各構成員に対しても当該請負工事の評価をしたものとみなす。

(評定点等の公表)

第11条 工事担当課所長は、請負代金額が500万円以上の工事について、第8条の規定による説明請求に対する回答（説明請求がない場合にあつては、第7条の規定による通知を受注者が受けた日から14日を過ぎた日）後、速やかに工事成績評定点等の公表を行うものとする。なお、公表期間は6月とする。

2 工事成績評定点等の公表は、工事担当課所長から経営管理課長に提出された項目別評定点（別紙6）により行う。

(公表の方法等)

第12条 前条の工事成績評定点等の公表の方法は、閲覧方式により行う。

2 前項の閲覧の窓口は経営管理課とする。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行し、平成23年4月1日以降に告示若しくは指名通知した請負工事で、平成23年9月1日以降に行う評定から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降に告示若しくは指名通知した請負工事で、平成24年4月1日以降に行う評定から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結した請負工事の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に検査を

実施する請負工事の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した請負工事の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行う評定から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行う評定から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行う評定から適用する。